

Q7-9.代替ミニмумタックス制度の概要について教えてください。

代替ミニмумタックス制度とは、所得税法等に基づく計算結果に加え、所得基本税額条例に基づく計算結果を考慮することで、広い所得に対し一定水準の課税を行おうとするものです。制度導入の趣旨としては、通常の納税者と海外所得等で多額の所得を得ていながら納税を十分に行っていないような納税者との不公平を是正するためだと言われています。

適用対象者は台湾の税務上の居住者でかつ基本所得額 NT\$600 万以上の方です(基本所得額については後述参照)。



【納税額の計算】

所得税法等に基づく計算結果と、所得基本税額条例に基づく計算結果のうち、高いほうで納税する必要があります。

両者の計算の関係を示すと以下の図となります。

所得税法による計算	所得基本税額条例による計算
個人所得総額 (減: 免税額) (減: 各控除額) 個人総合所得純額 × 累進税率 (減: 累進差額) 一般所得税額 (A)	個人総合所得純額 + 基本所得の課税対象額 基本所得額 (減: NT\$6,000,000) × 20% 基本所得税額 (B)

(A)と(B)のいずれか高い方で納税

【基本所得の課税対象額について】

所得基本税額条例に基づく計算において、基本所得の課税対象として加算される調整項目は以下となります。日本人にとっては台湾外源泉所得が特に考慮すべき項目となります。

- (1) 台湾外源泉所得
- (2) 台湾の保険会社から支給された受益者と契約者が異なる生命保険および年金保険(1 申告世帯あたり NT\$3,000 万超の場合)
- (3) 私募による投資信託ファンドの取引所得
- (4) 現金によらない寄付金
- (5) その他財政部が公告した新しい項目など

【基本所得の課税対象となる海外源泉所得について】

1 申告世帯あたりの海外所得が NT\$100 万超の場合に調整の対象となります。また、台湾外払いの給与等所得税法等に基づく計算の中で既に日数按分で個人所得総額に加算済みの金額は除きます。

台湾外源泉所得として挙げられている所得は、配当所得、業務執行所得、給与所得、利子所得、賃貸所得および権利金所得、財産取引所得、農林漁業牧畜鉱業事業による所得、賞金当選金、退職所得、その他所得です。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。